

## 令和7年度以降の通学区域

知的障害教育部門については、通学区域が令和7年度より変更となります。  
対象幼児児童生徒の居住地が通学区域内であることをご確認ください。

### 【知的障害教育部門】 ⇒令和7年度より変更あり（下記の通り）

- ・野々市市、白山市、川北町、金沢市（犀川以南で IR いしかわ鉄道(旧 JR) より山側)

※金沢市の以下のエリアは、いしかわ特別支援学校の通学区域に変更となります。

- ①現在、本校と石川県立いしかわ特別支援学校との選択区域である犀川と浅野川間の区域
- ②犀川以南の金沢市で IR いしかわ鉄道より海側



### 【肢体不自由教育部門】 ⇒従来と変更なし

- ・野々市市、白山市、川北町、金沢市（犀川以南）

※金沢市の一部区域（犀川と浅野川間の区域）は、本校と石川県立いしかわ特別支援学校との選択区域です。

※「金沢子ども医療福祉センター」のリハビリテーションを必要とする生徒においては、この限りではありません。